

(別紙)

愛知県の最低賃金額の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 受託者は、本契約履行期間内において、愛知県の最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）の変動により原契約の従事者1名あたりの時間単価が不適当となったと認められるときは、委託者に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 前項に規定する契約金額の変更は、従事者1名あたりの時間単価に対して行われる。本委託業務の従事者に対する健康保険、厚生年金、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、管理費として計上し、変動の対象とはならない。

第2条 前条に規定する従事者1名あたりの時間単価の変更は、以下の算式により算出し、小数点第1位を切り上げた金額を上限とする。

$$\frac{\text{当該年度の発効日における最低賃金額}}{\text{当該年度の4月1日の最低賃金額}} \times \text{従事者1名あたりの当該年度の4月1日に適用している時間単価}$$

第3条 受託者は前条に規定する時間単価の変更をするときは、委託者に時間単価変更申出書を提出する。

2 委託者は、前項の申出書の内容が適正と認められた場合は、速やかに変更契約を締結する。

第4条 受託者は、前条による変更契約に基づき、従事者1名あたりの時間単価を適正に変更する。